

教 生 学 第 1 4 号
令和2年(2020年)4月7日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 金 田 敦 史

学校等と矯正施設・保護観察所との連携の強化について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び児童生徒課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

つきましては、学校等と矯正施設・保護観察所との相互理解を深め、連携の一層の強化を図るため、別添に掲げる取組の積極的な活用について改めて御検討いただきますようお願いいたします。

(生徒指導(問題行動等)係)

(特別支援教育指導係)



事務連絡
令和2年3月30日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
児童生徒課

学校等と矯正施設・保護観察所との連携の強化について

平素より非行の未然防止や非行をした児童生徒の改善更生、再非行の防止等に御尽力いただきありがとうございます。

今般、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）に基づき、学校等と矯正施設・保護観察所との相互理解を深め、連携の一層の強化を図ることとしたので、各教育委員会等におかれては、下記に掲げる取組の積極的な活用について改めて御検討いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、管下の学校及び域内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）教育委員会に対して、各指定都市及び市区町村教育委員会におかれては管下の学校に対して、各都道府県及び学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては管下の学校に対して、本通知の趣旨及び内容を周知くださるようお願いいたします。

また、少年院に在院する障害児等に対する連携については、平成27年4月13日付け事務連絡「少年院法の制定による在院する障害児等に対する連携の一層の推進について」（法務省矯正局少年矯正課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名）により依頼している

ところですが、引き続き御配慮いただけるようお願いいたします。

なお、本件は、法務省矯正局少年矯正課及び法務省保護局更生保護振興課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 教育委員会等において実施する研修への矯正施設・保護観察所等からの講師派遣について

参考 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）抜粋

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

(2) 具体的施策

②ア 学校等と保護観察所が連携した支援等

「法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図る。」

②イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

「法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。」

③ア 矯正施設からの進学・復学の支援

「法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。」

(1) 少年院・少年鑑別所等からの講師派遣について

教育委員会等において実施する生徒指導担当者等を対象とした研修やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を対象とした研修、各学校において実施する校内研修等に際して、少年院・少年鑑別所等の職員を講師として招き、矯正教育の概要や非行少年への関わり方、非行少年を取り巻く課題等について講義いただくことは有用であるため、積極的に活用を検討すること。

なお、講師の派遣依頼は、研修等の内容に応じ、各都道府県に所在する少年院・少年鑑別所等に対して行うこと。

(2) 保護観察所等からの講師派遣について

教育委員会等において実施する生徒指導担当者等を対象とした研修やス

クールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を対象とした研修、各学校において実施する校内研修等に際して、保護観察官や保護司を講師として招き、更生保護の概要や非行少年の社会復帰に向けた取組、再非行防止のための取組等について講義いただくことは有用であるため、積極的に活用を検討すること。

また、各学校において実施する非行防止教室においても外部講師として保護観察官や保護司、BBS会員を招き、実際に非行少年と関わってきた経験等を交えながら直接児童生徒に話をしてもらうことで、非行の問題を身近に考えやすくなり、非行防止教育の充実につながることから、こうした非行防止教室の積極的な実施に努めること。特に、BBS会には、比較的年齢が若い会員も多く、生徒と同じ目線に立った語りかけが期待できることから、保護司と一緒に講師として招くなどし、非行防止に関する多様な観点からの講話が実施できるよう検討すること。

なお、講師の派遣に関することや、各地域のBBS会に関する情報については、保護観察所に問い合わせること。

2 少年院・保護観察所等における研修への特別支援学校等からの講師派遣について

少年院では、障害等発達上の課題を有する在院者の割合が増加していることから、少年院等において行われる職員研修等に際して、障害のある児童生徒の教育について、専門的な知見を有する特別支援学校の教員や教育委員会等の職員を講師として派遣することは、少年院に在院する障害児の処遇の一層の充実、少年院等矯正施設と学校等との連携強化を図る上でも有用であるため、少年院等から講師依頼があった場合には積極的に協力すること。

なお、少年院では、在院者の入院時に、その特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項を定めた個人別矯正教育計画を策定し、これに沿って適切な矯正教育を実施している。そのため、特に、特別支援学校の教員等が、少年院等における研修において、個々の在院者の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法、個別の指導計画の作成及び活用等について講義を実施することは有用であると考えられる。

また、特別支援学校の教員等による研修は、障害のある保護観察対象者の処遇に当たっても有用であることから、保護観察所や保護司会において行われる研修等への講師派遣についても保護観察所等から依頼があった場合には積極的に協力すること。

3 法務少年支援センターの活用について

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、学校等の青少年の健全育成に携わる関係機関とも連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などの地域援助業務に取り組んでいる。

学校においては、発達に課題を抱える児童生徒の対応や暴力行為・非行等の問題行動を繰り返す児童生徒の指導に苦慮する場合も少なくないところ、法務少年支援センターと連携することで、当該児童生徒の能力・性格調査等の実施や問題行動の分析及び指導方法の提案、学校で開催するケース会議等への参加などにより、専門的な知見をもって課題の解決に向けた支援を受けることもできることから、教育委員会等においては日頃から法務少年支援センターとも連携体制を構築し、必要に応じて学校が相談できるような体制の整備に努めること。

なお、法務少年支援センターの支援内容及び問合せ窓口については、別添1を参照されたい。

4 学校の公開授業及び少年院の研究授業等への相互参加について

少年院等の矯正施設の職員と学校関係者の相互理解を深めるため、学校における公開授業等や、少年院における研究授業等の実施に当たり、相互の職員が参加することは有用であると考えられる。そのため、学校等において公開授業等を実施するに当たっては、積極的に近隣の少年院・少年鑑別所等の矯正施設に開催案内を通知すること。また、少年院等より研究授業の案内があった際には積極的に学校関係者の参加を検討すること。

5 施設参観への参加について

各少年院においては、施設内の見学や模擬授業等を通じて非行少年に対する教育への理解を広めることを目的とした施設参観等を実施しているところ、学校関係者においても少年院における矯正教育の取組を実際に見学することは、相互理解に資するものであることから、少年院等より案内があった際には積極的に参加を検討すること。

6 その他

- (1) 少年院における義務教育指導等の外部協力者の求人情報の提供等について
少年院における義務教育指導や少年鑑別所における健全育成のための学習支援等の機会の提供に当たっては、教員免許を有する外部の方々の協力を得

て実施しているところ、その学習環境を充実させる観点から、少年院等から求めがあった場合には、教育委員会において、退職教員を紹介するなど個人情報 の取扱いに配慮しつつ可能な範囲で協力すること。

(2) 教育委員会が開催する美術作品展等における少年院在院者の作品の展示について

少年院では、職業指導、教科指導等を通して、在院者が美術や工芸作品を制作する機会があるほか、毎年、少年院在院者の絵画・習字・詩歌などの創作活動の成果を発表するため、全国に8つある矯正管区で文芸作品コンクールを実施している。少年院在院者にとって、自分の製作した作品が評価されることで自信を深めることは、改善更生の意欲を高めることにもつながるものであり、在院者の円滑な社会復帰を促進するため、少年院における矯正教育等について、社会一般の幅広い理解を得ることが必要である。

そうした観点から、教育委員会が開催する美術作品展等の一角に、少年院在院者の作品を展示すること等は有用であると考えられるため、少年院、矯正管区等から依頼があった場合には、教育委員会が主催する美術作品展等の開催について情報提供するとともに、個人情報の取扱いに配慮しつつ可能な範囲で協力すること。

(添付資料)

- 別添1 「法務少年支援センター」パンフレット
- 別添2 「保護司と学校との連携」パンフレット
- 別添3 「BBS運動」リーフレット
- 別添4 令和元年7月3日付け元受文科初第261号「「再犯防止推進計画」を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）」

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課支援第二係
電話 03-5253-4111 (内線 3257)
児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係
電話 03-5253-4111 (内線 3299)